

* レース距離は特別規則に明示される

第5条 選手権レースの成立 1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。 ただし、<u>FORMULA REGIONAL</u>および<u>FIA-F4</u>は6回以上開催されなければ成立しない。 2. <u>FORMULA REGIONAL</u>、<u>FIA-F4</u>（各クラス）および<u>F-B e</u>は、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。 <u>S-FJ</u>、<u>FJ1500</u>および<u>ツーリングカー</u>（各クラス）は、3台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。 3. ～4. （略） 第6条 適用規則 1. ～2. （略） 3. <u>FORMULA REGIONAL</u>および<u>FIA-F4</u>について、<u>FIA</u>規定と本規則に相違がある場合に<u>FIA</u>規定を準用することができるが、シリーズ規則に明記すること。 第7条～第14条 （略） 第2章 全日本選手権 第15条 （略） 第16条 ドライバーの参加資格 1. （略） 2. SFL 限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上の所持者とする。 国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。 ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。	第5条 選手権レースの成立 1. 各部門の選手権は、部門毎のレースが当該年度でそれぞれ3回以上開催されなければ成立しない。 ただし、<u>FORMULA REGIONAL</u>は<u>5回以上</u>、<u>FIA-F4</u>は6回以上開催されなければ成立しない。 2. 各部門のレースは、5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。 <u>FIA-F4</u>および<u>ツーリングカー</u>地方選手権は、当該クラスが5台以上の車両がスタートしなければ成立せず、選手権得点は与えられない。 3. ～4. （略） 第6条 適用規則 1. ～2. （略） 第7条～第14条 （略） 第2章 全日本選手権 第15条 （略） 第16条 ドライバーの参加資格 1. （略） 2. SFL 限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上の所持者とする。 国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。 ただし、次のいずれかに該当する者は参加できない。
---	--

1) (略) 2) <u>2026年のFIA-F2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。</u> 第17条 得点基準 1. 全日本選手権の得点は、所定の書式によりあらかじめJAFに登録されたドライバー<u>およびチーム</u>を対象とする。 2. (略) 第3章 地方選手権 第18条 参加できる車両 1. FORMULA REGIONAL : 当該年のFIA国際競技規則付則J項<u>第275条A</u>に定めるFORMULA REGIONALとし、本選手権に使用するタイヤは、<u>FIA規則に基づく。</u> 2. ～6. (略) 第19条 ドライバーの参加資格 1. FORMULA REGIONAL <u>国際競技運転者許可証C-CまたはBのライセンス所持者とする。それに加え、FIA規定に準じて制定するシリーズ規則に記載される資格を満たした者。</u> 2. FIA-F4 1) ～3) (略) 4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。 2) ～4) のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。ただし、インディペンデントクラスの参加者を除き、<u>2</u>	1) (略) 2) <u>2025年のFIA-F2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。</u> 第17条 得点基準 1. 全日本選手権の得点は、所定の書式によりあらかじめJAFに登録されたドライバー、チーム<u>およびエンジンチューナー</u>を対象とする。 2. (略) 第3章 地方選手権 第18条 参加できる車両 1. FORMULA REGIONAL : 当該年のFIA国際競技規則付則J項に定めるFORMULA REGIONALとし、本選手権に使用するタイヤは、<u>JAF承認のもとでプロモーターまたはオーガナイザーによって指定されたものを使用しなければならない。</u> 2. ～6. (略) 第19条 ドライバーの参加資格 1. FORMULA REGIONAL <u>限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者とする。</u> 2. FIA-F4 1) ～3) (略) 4) レースを目的として製作されたフォーミュラ車両にてJAF公認レーシングコースにおけるスポーツ走行の経験時間が9時間以上あり、その証明を有すること。 2) ～4) のスポーツ走行の経験時間については参戦年での経験時間を含んでよい。ただし、インディペンデントクラスの参加者を除き、<u>2</u>
--	---

<u>024</u>年～<u>026</u>年にFIA-F2、SF、FIA-F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。 5) (略) 3. (略) 4. S-FJ 限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記3. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。 ただし、<u>024</u>年～<u>026</u>年にFIA-F2、SF、FIA-F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。 5. FJ1500 限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記3. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。 ただし、<u>024</u>年～<u>026</u>年にFIA-F2、SF、FIA-F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。 6. (略) 第20条～第21条 (略) 第22条 本規則の施行 本規則は、<u>027</u>年1月1日から施行する。 以上	<u>023</u>年～<u>025</u>年にFIA-F2、SF、FIA-F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。 5) (略) 3. (略) 4. S-FJ 限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記3. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。 ただし、<u>023</u>年～<u>025</u>年にFIA-F2、SF、FIA-F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。 5. FJ1500 限定国内競技運転者許可証Aを含み、国内競技運転者許可証Aもしくはそれと同等以上国際競技運転者許可証B以下のライセンス所持者で、上記3. 1)～4)に定めるいずれかの条件を満たす者が参加できる。 ただし、<u>023</u>年～<u>025</u>年にFIA-F2、SF、FIA-F3、SFL、FORMULA REGIONALのいずれかのレースにおいて3位以内に入賞した経験を有する者は、参加できない。 6. (略) 第20条～第21条 (略) 第22条 本規則の施行 本規則は、<u>026</u>年1月1日施行する。 以上
---	---